

**無線設備規則の一部を改正する省令案等に対して提出された意見及び当該意見に対する総務省の考え方
(920MHz 帯の小電力無線システムの広帯域化等に係る制度整備)
意見募集期間：令和4年5月24日から同年6月22日まで**

No.	意見提出者	案に対する意見及びその理由	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	個人	特に異議はありません	本件意見募集案に対する賛同意見として承ります。	無
2	802.11ah 推進協議会	<p>920MHz 帯の小電力無線システムの広帯域化等に係る制度整備についての、無線設備規則の一部を改正する省令案等に賛同いたします。</p> <p>Society 5.0 の本格的な展開に向け、IoT 無線の高度化は必須です。広域エリアをカバーすることが可能な周波数帯において、より高度なアプリケーションをサポートできるようにしていくことが重要だと考えられます。特に本省令案によって4MHz 帯域での高速伝送をカバーすることは、我が国の IoT によるデジタルトランスフォーメーション(DX)を促進する起爆剤となることが期待されます。グローバル競争の中でこの分野において我が国が先導的な役割を担うためにも、本省令案により、できるだけ早い時期に802.11ah を利用できるようにしていくことが重要です。</p> <p>また、現在検討が進められているデジタ</p>	<p>本件意見募集案に対する賛同意見として承ります。</p> <p>デジタル MCA 移行後の周波数帯につきましては、本件の意見募集の対象ではございませんが、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>	無

		<p>ルMCA移行後の周波数帯においても同様のIoT無線が利用可能になれば、今後のIoTサービスの利用拡大に対応するとともに、より多様な免許不要局によって、低コスト・広域での自由なネットワーク構築が可能となり、あらゆる産業でのDXやホーム向けのIoTサービスの展開が加速されます。そのため、デジタルMCA移行後の周波数帯においては、早期にデジタルMCA移行が完了し、周波数利用効率の高い免許不要局での展開が可能な無線システムである802.11ahの活用により周波数が有効利用されることが、我が国の競争力強化には不可欠です。</p>		
--	--	---	--	--

○提出意見数：2件

※提出意見数は、意見提出者数としています。

注 その他、本省令案等に関する言及が無く、案と無関係と判断されるものが1件ございました。